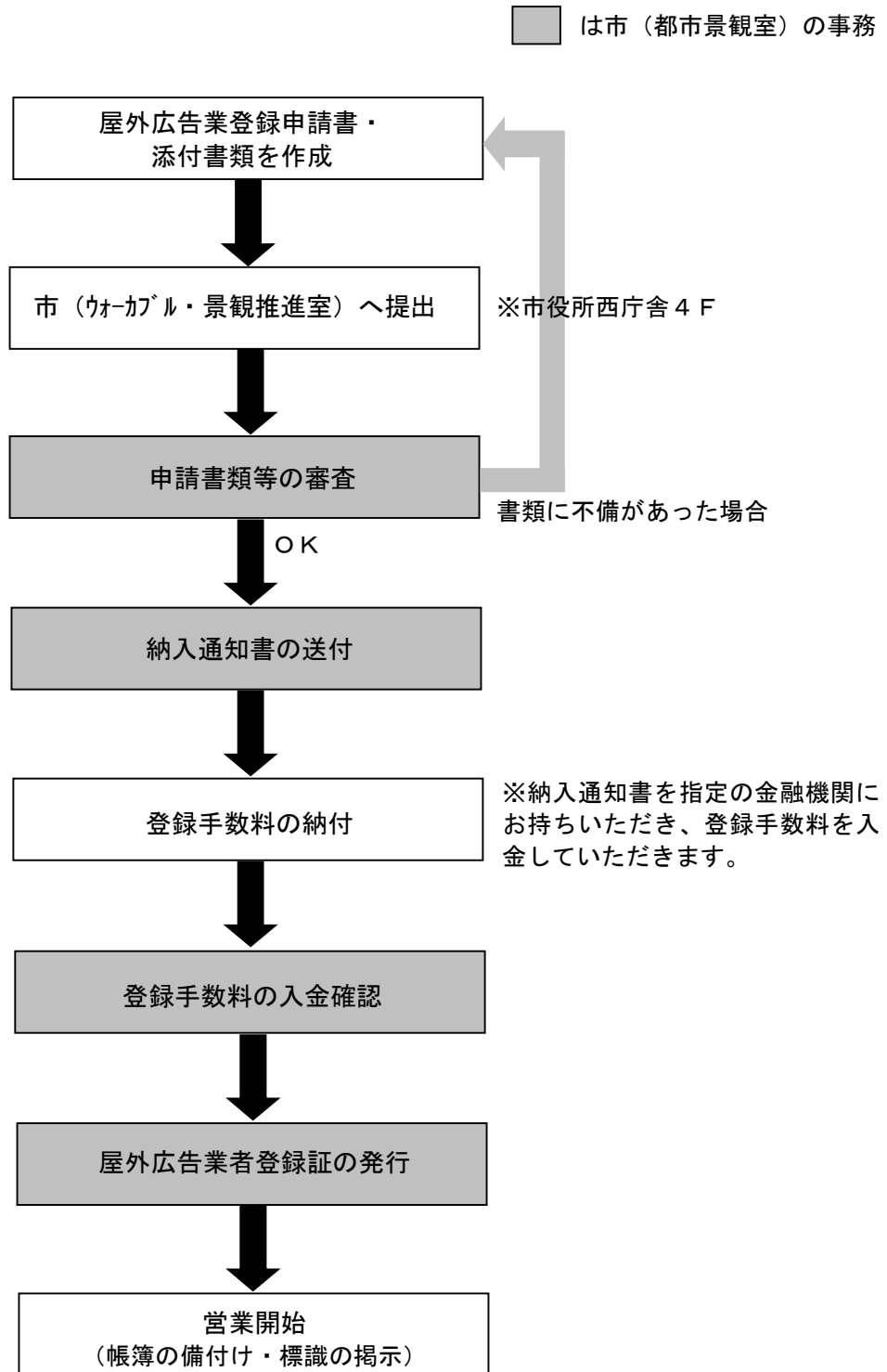


屋外広告業登録制度の手引

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室

屋外広告業登録手続の流れ



屋外広告業登録制度について

平成16年6月に屋外広告物法が改正され、屋外広告業の登録制度が創設されました。

これを受けて、名古屋市においても屋外広告物条例を改正し、登録制度を実施しています。平成18年7月1日から、本市内で屋外広告業を営むためには事前に市長の登録を受けていただく必要があります。

なお、従来の届出制度は平成18年6月末日をもって終了しました。

1. 登録する必要がある方

名古屋市内で屋外広告業を営む方が、登録の対象となります。市内に営業所がなくても、市内で屋外広告物の表示や設置工事を行う場合も含まれます。

屋外広告業とは

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示や掲出物件（広告板など）の設置を行う営業のことで、具体的には施工業者が該当します。

- ・元請け、下請けは問いません。
- ・上記の営業を行わない広告代理業、看板製作業は該当しません。

2. 登録の申請

市長の登録を受ける方は、登録申請書と添付書類を市に提出し、手数料（10,000円）を納付して下さい。（詳細はP6「登録申請等の手続について」）

なお、登録にあたっては、業務主任者の設置と登録の拒否事由に該当しないことが必要です。

3. 登録要件Ⅰ 業務主任者の設置

屋外広告業者は、営業所ごとに次に該当する者の中から業務主任者を選任する必要があります。

- ・屋外広告士の試験に合格した者
- ・本市及び都道府県・指定都市・中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者（これまでに受講していれば改めて受講しなくても結構です）
- ・職業能力開発促進法に基づく、広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者

業務主任者の業務

業務主任者の業務は、下記の業務を総括することです。

- ・屋外広告物条例など、広告物に関する法令の遵守に関すること
- ・広告物等の設置工事の適正な施工や安全の確保に関すること
- ・営業所ごとに備える帳簿の記載に関すること
- ・その他当該営業所における業務の適正な実施を確保すること

4. 登録要件Ⅱ 登録の拒否事由にあたらぬこと

下記の登録の拒否事由に該当する場合には、登録を受けることができません。

- ・申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載がある場合、重要な事実の記載が欠けている場合
- ※登録の取消しを受けてから2年経過していない者
- ※法人である屋外広告業者が登録を取り消された場合において、その処分前30日以内に当該法人の役員であった者で、処分日から2年を経過しない者
- ※営業停止命令を受け、その停止期間が経過していない者
- ※屋外広告物法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または受けることがなくなった日から2年経過していない者
- ・未成年者の法定代理人が ※のいずれかに該当する場合
- ・法人の役員のうち ※のいずれかに該当する者がある場合
- ・営業所ごとに業務主任者を選任していない場合

5. 登録の実施

登録の申請手続が終了すると、市は申請のあった事項、登録年月日、登録番号を屋外広告業者登録簿に登録します。この登録簿は市役所（ウォークブル・景観推進室）で閲覧できます。また、市は申請者に屋外広告業者登録証を交付します。

屋外広告業者は、営業所ごとに、標識（屋外広告業者登録票）を見やすい場所に掲示し、営業の記録を記載した帳簿を備える必要があります。

- ・営業所ごとに備える帳簿には、注文者の氏名および住所（法人の場合は名称および所在地）、広告物の表示または掲出物件の設置場所、表示した広告物等の名称または種類および数量、表示・設置年月日、請負金額を記載する必要があります。様式は任意ですが、名古屋市ホームページに掲載されている様式「屋外広告業営業記録簿」を参考にしてください。
- ・帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、その後5年間営業所ごとに保存する必要があります。（電子データによる記録、保存も認められます。）

屋外広告業者登録票の様式

第 18 号様式

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
氏 名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)	
登 録 番 号	名 古 屋 市 (登 ー) 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

備考 大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とする。

6. 登録の変更、廃業等

登録を受けた後、登録事項に変更があった場合、市内での屋外広告業を廃業する等の場合は、その日から30日以内に届出が必要です。詳しくはP7「登録事項の変更の届出」及びP8「廃業等の届出」をご覧ください。

7. 登録の有効期間、更新

登録の有効期間は5年間です。登録有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、更新登録の申請が必要となります。詳しくはP8「登録の更新」をご覧ください。

8. 登録の抹消

次の場合には、屋外広告業の登録を抹消します。

- ・登録を更新しないで登録の有効期間が満了したとき
- ・廃業等があったとき
- ・行政処分により登録が取り消されたとき

9. 罰 則

屋外広告業者の違反行為に対しては、次のような刑罰等を科せられることがあります。

1 年以下の懲役または 5 0 万円以下の罰金

- ・登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- ・不正の手段により登録を受けた者
- ・営業停止の命令に違反した者

5 0 万円以下の罰金

- ・屋外広告物条例の定めにより市長が求める報告や資料の提出、市による立入検査や質問に対し、拒否、妨害、虚偽の報告や答弁等をした者
- ・登録事項の変更について届出をせず、または虚偽の届出をした者
- ・業務主任者を選任しなかった者

※なお、上記の刑罰については、行為者のほか法人等の使用者にも刑罰が科せられることがあります。

5 万円以下の過料

- ・屋外広告業の廃業等の届出を怠った者
- ・営業所に屋外広告業者登録票を掲げない者
- ・営業所に帳簿を備えず、帳簿を記載せず、虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかった者

1 0 . 登録の取消、営業の停止

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、市はその屋外広告業者の登録を取消し、または6ヶ月以内の期間でその営業の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

- ・不正の手段により屋外広告業の登録（更新を含む）を受けたとき
- ・登録の拒否事由に該当することとなったとき
- ・登録事項の変更について届出をせず、または虚偽の届出をしたとき
- ・屋外広告物法に基づく条例、これに基づく処分に違反したとき

これらの処分を行った場合、市は屋外広告業者監督処分簿に処分した者やその内容等を記録します。この処分簿は市役所（ウォークブル・景観推進室）で閲覧することができます。

本市では、屋外広告業の登録制度を適切に運用するため、「屋外広告業等に係る行政処分及び措置に関する要綱」を定め、平成21年4月1日から施行しています。これは、違反行為を行った登録業者に対する処分基準や無登録業者に対する措置などの取扱いを定めたものです。今後、違反行為等がなされた場合は、当該要綱に基づいて行政処分等を行うことがあります。

登録申請等の手続について

1. 登録の申請

登録の申請に必要な書類は、次のとおりです。必要書類を確認のうえ、ウォークブル・景観推進室（市役所西庁舎4階）へ提出してください。書類への記載方法は、別資料の記入例を参考にしてください。

書 類（様式番号）	申請者	
	法人	個人
登録申請書（第10号様式）	○	○
誓約書（第11号様式）	○	○ ※1
登記事項証明書 （申請日前3月以内に発行されたものに限り。コピーは受付できません。）	○ ※4	—
住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※5 （申請日前3月以内に発行されたものに限り。コピーは受付できません。）	申請者	—
	役員	—
	業務主任者	○ ※2
略歴書（第12号様式）	申請者	—
	役員	○ ※3
	業務主任者	—
業務主任者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面 （次のいずれかのコピーを提出してください。） ・屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限り。）	○	○

○…提出必要書類 —…提出不要書類

- ※1 登録申請者が未成年者である場合には、本人だけでなくその法定代理人も住民票の抄本等、略歴書が必要になります（法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書、法人役員の略歴書）。誓約書には、申請者の下欄に法定代理人の住所、氏名を記入し、押印してください（法定代理人が法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名を記入し、押印してください）。未成年者でも民法第6条の規定により営業を許されている場合は、未成年者登記の履歴事項証明書を提出してください。
- ※2 申請者が個人で、申請者と業務主任者が同一の場合は、住民票は1通で構いません。
- ※3 申請者が法人の場合は、役員全員の略歴書が必要です。なお、監査役、監事、有限責任社員及び事務局長等は役員に含みません。
- ※4 更新の場合は「履歴事項全部証明書」を提出してください。

2. 登録事項の変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更の日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届出書（第14号様式）1部を提出してください。変更事項に応じて、次の表のとおり添付書類が必要になります。なお、氏名（法人の場合は、名称または代表者の氏名）または住所を変更した場合は、届出書の提出に併せて屋外広告業者登録証を返却してください。

変更事項		必要添付書類	
法人申請者	名称、住所	屋外広告業者登録証 登記事項証明書 ※5	
個人申請者	氏名（改姓）、住所	屋外広告業者登録証 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※6	
営業所	新設廃止	登記事項証明書 ※5 (登記の変更があった場合に限りです。)	
	既設営業所の名称、所在地		
法人の役員	交替	1. 誓約書（誓約するのは法人の代表者です。） 2. 登記事項証明書 ※5 3. 略歴書（新役員分のみ提出してください。)	
	氏名（改姓）	登記事項証明書 ※5	
未成年者である申請者の法定代理人	法定代理人が法人の場合	交替	1. 誓約書 ※7 2. 登記事項証明書 ※5 3. 法人役員の略歴書
		名称、住所	登記事項証明書 ※5
	法定代理人が個人の場合	交替	1. 誓約書 ※7 2. 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※6 3. 略歴書
		氏名（改姓）、住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※6
業務主任者	交替	1. 業務主任者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面 《次のいずれかのコピーを提出してください。》 ・屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限りです。） 2. 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※6	
	氏名（改姓）	住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※6	

※5 「履歴事項全部証明書」を添付してください。申請日前3月以内に発行されたものに限りです。コピーは受付できません。

※6 申請日前3月以内に発行されたものに限りです。コピーは受付できません。

※7 申請者の下欄に、新法定代理人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押印してください。

3. 廃業等の届出

市内での屋外広告業を廃業する等の場合は、廃業等の日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に屋外広告業廃業届出書（第15号様式）1部を提出してください。なお、廃業等の場合において届出義務のある方は、次の表のとおりです。また、届出書の提出に併せて屋外広告業者登録証を返還してください。

廃業等の内容	届出義務者
名古屋市において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

4. 登録の更新

登録の更新は、登録有効期間満了の30日前までに申請する必要があります。更新登録の申請に必要な書類は登録申請時と同じです。詳しくはP6「登録の申請」をご覧ください。

5. 登録手数料

登録申請または更新登録申請の際は、1件につき10,000円の登録手数料が必要となります。登録申請書類の審査後、申請者等に納入通知書を郵送しますので、指定の金融機関で入金してください。

事務内容	事務手数料
登録	10,000 円
変更の届出	—
廃業等の届出	—
更新	10,000 円

6. 申請書等の提出

登録申請書等の提出書類は、原則として窓口で受け付けます。ただし、遠くにお住まいの方、その他やむをえない事情がある場合は、郵送により提出することもできます。その際は、事務担当者の氏名、連絡先（郵送先、電話番号、FAX番号等）が必ず分かるようにしてください。

7. 様式のダウンロード

提出書類の様式は、ウォークابل・景観推進室でも配布いたしますが、名古屋市ホームページからダウンロードすることもできます。様式のダウンロードのページへは、次のようにお進みください。

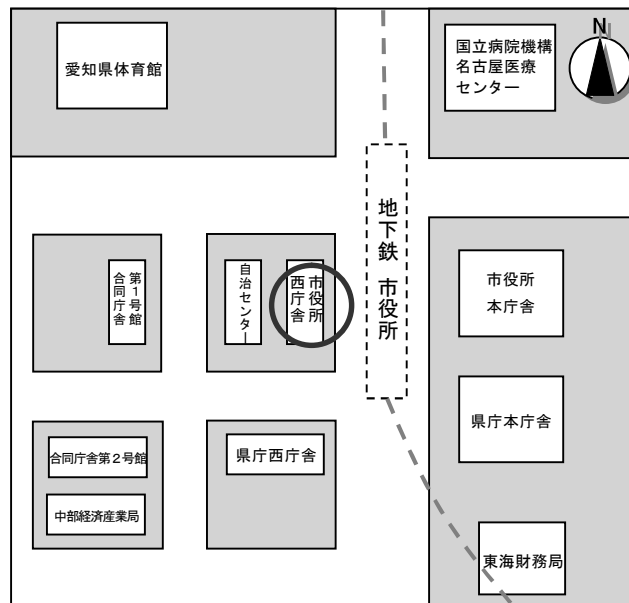
名古屋市ホームページ (<https://www.city.nagoya.jp/>)

トップページ「事業向け情報」>「都市計画・建築」>「屋外広告物」>「屋外広告業の登録制度」>「様式ダウンロード」

8. 窓口、郵送先など

・ 窓口

名古屋市住宅都市局ウォークابل・景観推進室 屋外広告物係（市役所西庁舎4階）
（受付：午前9時～12時、午後1時～5時、土日祝除く）



・ 交通

地下鉄名城線「市役所」地下直結、5番・6番出口すぐ

・ 郵送先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局ウォークابل・景観推進室 屋外広告物係 あて

- ・ 電話番号 052-972-2735
- ・ FAX番号 052-972-4485（宛名は郵送先と同じ）
- ・ メールアドレス a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

(4.4.1)